

土地の利用履歴等調査概要

令和4年3月

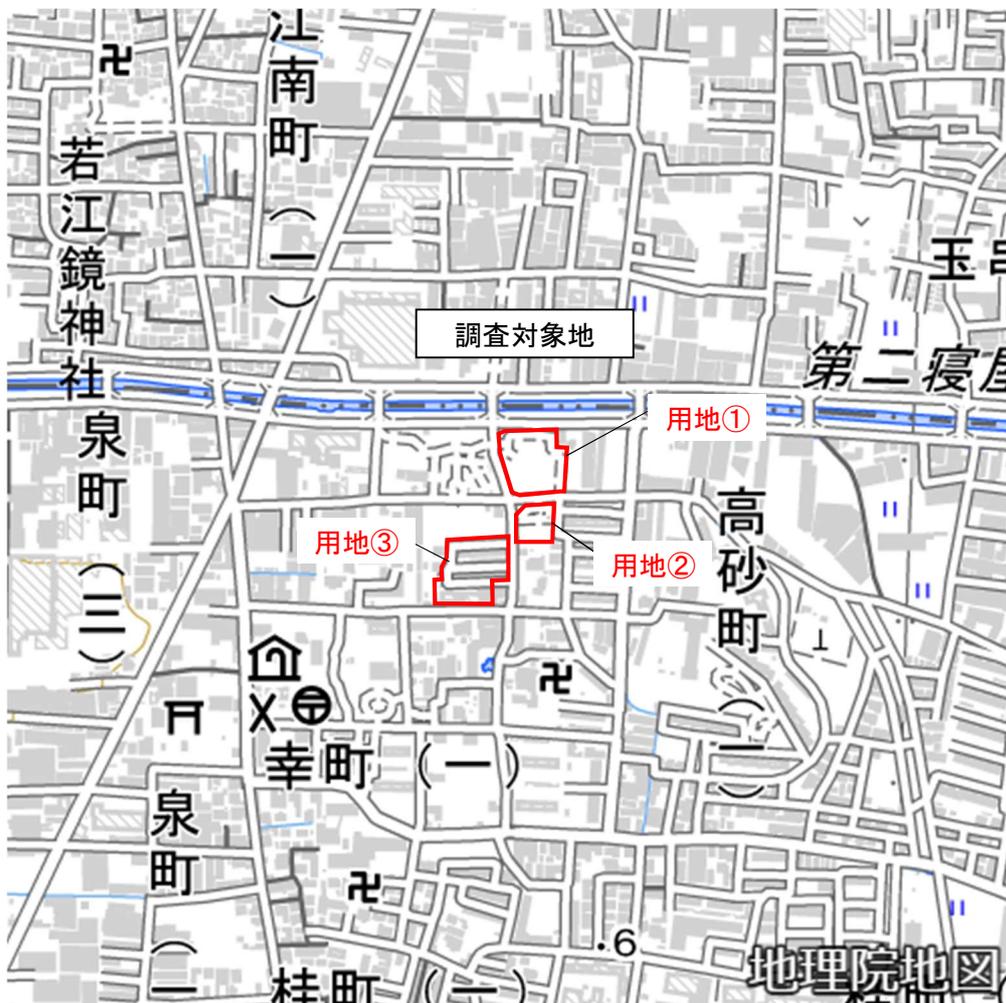
【目次】

1. 調査対象地	1
2. 調査期間	1
3. 土地利用履歴調査結果概要	2
4. 地形・地質調査及び活断層調査	14
5. 浸水実績等状況調査	17

1. 調査対象地

	用地①	用地②	用地③
名称	幸町五丁目第1公園	幸町五丁目第2公園	西郡住宅4・5号館敷地及び西郡住宅店舗付1・2号館敷地
所在地番	幸町五丁目12番1	幸町五丁目28番3、28番4、28番5、30番4、31番1	幸町四丁目3番1、3番3、4番、8番1、29番3、35番、37番2
土地面積	約4,000㎡	約1,500㎡	約3,500㎡
所有者	八尾市	八尾市	八尾市

<調査対象地位置図>



地図データ出典：国土地理院

2. 調査期間

令和3年8月1日～令和4年2月10日

3. 土地利用履歴調査結果概要

(1) 調査項目、調査内容及び調査方法

調査項目	調査内容
登記簿等による土地利用履歴調査	調査対象地内の土地について、全部事項証明書、(移記)閉鎖登記簿謄本及び土地台帳(以下、この2つを合わせて「登記簿等」という。)を収集し、所有者の変遷、地目の調査を行った。
地図、航空写真による土地利用履歴調査	調査対象地及びその周辺地域の資料(旧地形図、旧住宅地図及び航空写真)を収集し、土地利用の変遷の調査を行った。
現在の調査対象地及び周辺の土地利用状況の調査	調査対象地及びその周辺地域の現地調査により、現在の土地利用状況の調査を行った。
有害物質使用特定施設の設置や、管理有害物質の使用履歴等の調査	上記各種資料の確認及び現地調査により、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設の設置や管理有害物質の使用等の履歴についての調査を行った。

(2) 調査資料

調査資料	入手方法
全部事項証明書、(移記)閉鎖登記簿謄本	大阪法務局東大阪支局 発行
旧地形図	大阪府立図書館所蔵 旧地形図 確認
旧住宅地図	大阪府立図書館所蔵 旧住宅地図 確認
航空写真	国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス 確認
調査対象地及びその周辺地域の現況写真	現地調査時に撮影(令和3年12月2日)

(3) 調査結果概要

①登記簿等による土地利用履歴調査

調査対象地の登記簿等による調査結果は以下のとおりである。

【用地①】

<幸町五丁目 12 番 1 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
中河内郡 西郡村	1197 番 1	昭和 18 年 4 月 20 日	分割	田
			地目変更	
幸町 五丁目	12 番	昭和 35 年 11 月 3 日	地番変更	宅地
	12 番 1	昭和 43 年 6 月 14 日	12 番 1、12 番 2 に分筆	
		昭和 52 年 5 月 31 日	12 番 1、12 番 3 に分筆	
		平成 8 年 6 月 18 日	12 番 1、12 番 5 に分筆	
		平成 11 年 3 月 26 日	12 番 5、16 番 1 を合筆	
		地目変更	公園	

本事業の対象となる幸町五丁目 12 番 1 土地は、上記変遷のとおり、地目変更（昭和 18 年 4 月 20 日）まで遡ることにより、地目が田であることを確認した。

なお、平成 11 年 3 月 26 日に 16 番 1 土地を合筆しており、当該地番及び宅地であった時に合筆した地番（17 番～27 番）においては、下表のとおり、現在の使用方法の前の地目が宅地以外であったことを確認した。

所在			旧所在地番				宅地より前の地目	
町	丁目	地番	郡	村	字	旧地番	地目	地目変更年月日
幸町	5	16 番 1	中河内	西郡	讚良	1196 番 1	田	平成 2 年 9 月 13 日
幸町	5	17 番	中河内	西郡	讚良	1195 番 1	田	平成 3 年 12 月 27 日
幸町	5	18 番	中河内	西郡	讚良	1195 番 5	田	昭和 32 年 9 月 25 日
幸町	5	19 番	中河内	西郡	讚良	1195 番 6	田	昭和 49 年 9 月 6 日
幸町	5	20 番	中河内	西郡	讚良	1194 番 1	原野	昭和 13 年 12 月 10 日
幸町	5	21 番	中河内	西郡	讚良	1194 番 2	田	昭和 5 年 8 月 16 日
幸町	5	22 番	中河内	西郡	讚良	1195 番 10	田	昭和 5 年 8 月 16 日
幸町	5	23 番	中河内	西郡	讚良	1195 番 7	田	昭和 13 年 12 月 10 日
幸町	5	24 番	中河内	西郡	讚良	1194 番 3	原野	昭和 14 年 10 月 5 日
幸町	5	25 番	中河内	西郡	讚良	1194 番 6	原野	昭和 13 年 12 月 10 日
幸町	5	26 番	中河内	西郡	讚良	1194 番 4	原野	昭和 13 年 12 月 10 日
幸町	5	27 番	中河内	西郡	讚良	1196 番 7	田	昭和 18 年 6 月 17 日

【用地②】

<幸町五丁目 28 番 3 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
中河内郡 西郡村	1216 番 1	昭和 18 年 4 月 20 日	分割	田
			地目変更	
幸町 五丁目	28 番	昭和 35 年 11 月 3 日	地番変更	宅地
		昭和 57 年 3 月 13 日	29 番を合筆	
	28 番 3	昭和 57 年 3 月 30 日	28 番から分筆	

本事業の対象となる幸町五丁目 28 番 3 土地は、上記変遷のとおり、地目変更（昭和 18 年 4 月 20 日）まで遡ることにより、地目が田であることを確認した。

なお、昭和 57 年 3 月 13 日に 29 番土地を合筆しており、現在の使用方法の前の地目が宅地以外（田）であったことを確認した。

<幸町五丁目 28 番 4 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
幸町 五丁目	28 番 1	昭和 57 年 3 月 30 日	28 番 1、28 番 3 に分筆	宅地
	28 番 4	平成元年 1 月 27 日	28 番 1 から分筆	
			平成元年 4 月 1 日	地目変更

本事業の対象となる幸町五丁目 28 番 4 土地は、上記変遷のとおり、28 番 1 土地から分筆されており、それ以前の利用状況は前記 28 番 3 土地のとおり、現在の使用方法の前の地目が宅地以外（田）であったことを確認した。

<幸町五丁目 28 番 5 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
幸町 五丁目	28 番 1	昭和 57 年 3 月 30 日	28 番 1、28 番 3 に分筆	宅地
	28 番 5	平成元年 1 月 27 日	28 番 1 から分筆	

本事業の対象となる幸町五丁目 28 番 5 土地は、上記変遷のとおり、28 番 1 土地から分筆されており、それ以前の利用状況は前記 28 番 3 土地のとおり、現在の使用方法の前の地目が宅地以外（田）であったことを確認した。

<幸町五丁目 30 番 4 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
中河内郡 西郡村	1214 番 1	昭和 26 年 4 月 20 日	分割	田
幸町 五丁目	30 番 1	昭和 35 年 11 月 3 日	地番変更	
		昭和 40 年 4 月 24 日	30 番 1、30 番 2 に分筆	
		昭和 54 年 12 月 8 日	30 番 1、30 番 3 に分筆	
	30 番 4	平成元年 5 月 1 日	30 番 1 から分筆	
		平成 3 年 11 月 8 日	30 番 4、30 番 6 に分筆	

本事業の対象となる幸町五丁目 30 番 4 土地は、上記変遷のとおり、現在の使用方法（公園）と登記簿上の地目が異なっているが、以前より地目が田であることを確認した。

<幸町五丁目 31 番 1 土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
中河内郡 西郡村	1214 番 5	昭和 26 年 4 月 20 日	分割	田
幸町	31 番	昭和 35 年 11 月 3 日	地番変更	
五丁目	31 番 1	平成 3 年 11 月 8 日	31 番 1、31 番 3 に分筆	

本事業の対象となる幸町五丁目 31 番 1 土地は、上記変遷のとおり、現在の使用方法（公園）と登記簿上の地目が異なっているが、以前より地目が田であることを確認した。

【用地③】

<幸町四丁目3番1土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
中河内郡 西郡村	1159番	—	—	宅地
幸町 四丁目	3番	昭和35年11月3日	地番変更	
		昭和40年3月2日	5番、6番、7番、8番2、9番2、14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番、21番、22番、23番、24番、29番2、30番、31番、32番、33番、34番、36番を合筆	
3番1	平成元年8月28日	3番1、3番2に分筆		
	平成13年9月28日	3番1、3番3、3番4に分筆		

本事業の対象となる幸町四丁目3番1土地は、上記変遷のとおり、地目が宅地であり、それ以前の状況について登記簿等では確認できなかった。

なお、昭和40年3月2日に複数土地を合筆しており、下表のとおり、24番(田)、29番2(田)、30番(田)、31番(畑)は昭和18年4月1日まで遡り、地目が田又は畑であることを確認した。また、16番、18番、19番については、明治43年3月25日まで遡ったが、地目が宅地であり、それ以前の状況について登記簿等では確認できなかった。さらに、それ以外の地番についても、明治31年12月30日まで遡ったが、地目が宅地であり、それ以前の状況について登記簿等では確認できなかった。

所在			旧所在地番				宅地より前の地目	
町	丁目	地番	郡	村	字	旧地番	地目	地目変更年月日
幸町	4	5番	中河内	西郡	東部代	1113番1	宅地	
幸町	4	6番	中河内	西郡	東部代	1112番	宅地	
幸町	4	7番	中河内	西郡	東部代	1090番	宅地	
幸町	4	8番2	中河内	西郡	東部代	1089番	宅地	
幸町	4	9番2	中河内	西郡	東部代	1088番	宅地	
幸町	4	14番	中河内	西郡	東部代	1091番	宅地	
幸町	4	15番	中河内	西郡	東部代	1092番	宅地	
幸町	4	16番	中河内	西郡	東部代	1093番2	宅地	
幸町	4	17番	中河内	西郡	東部代	1093番1	宅地	
幸町	4	18番	中河内	西郡	東部代	1097番2	宅地	
幸町	4	19番	中河内	西郡	東部代	1094番2	宅地	
幸町	4	20番	中河内	西郡	東部代	1094番1	宅地	
幸町	4	21番	中河内	西郡	東部代	1095番	宅地	
幸町	4	22番	中河内	西郡	東部代	1111番	宅地	

幸町	4	23番	中河内	西郡	東部代	1110番	宅地	
幸町	4	24番	中河内	西郡	東部代	1109番	田	昭和18年4月1日
幸町	4	29番2	中河内	西郡	東部代	1105番	田	昭和18年4月1日
幸町	4	30番	中河内	西郡	東部代	1108番2	田	昭和18年4月1日
幸町	4	31番	中河内	西郡	東部代	1108番1	畑	昭和18年4月1日
幸町	4	32番	中河内	西郡	東部代	1107番	宅地	
幸町	4	33番	中河内	西郡	東部代	1096番	宅地	
幸町	4	34番	中河内	西郡	東部代	1097番1	宅地	
幸町	4	36番	中河内	西郡	東部代	1106番	宅地	

<幸町四丁目3番3土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
幸町 四丁目	3番3	平成13年9月28日	3番1から分筆	宅地
			地目変更(昭和61年3月31日)	公衆用道路

本事業の対象となる幸町四丁目3番3土地は、上記変遷のとおり、3番1土地から分筆されており、それ以前の利用状況は前記3番1のとおり、地目が宅地であり、それ以前の状況について登記簿等では確認できなかった。

<幸町四丁目4番土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
中河内郡	1113番	—	—	宅地
西郡村	1113番2	昭和35年10月31日	1113番1から分筆	
幸町 四丁目	4番	昭和35年11月3日	地番変更	

本事業の対象となる幸町四丁目4番土地は、上記変遷のとおり、地目が宅地であり、それ以前の状況について登記簿等では確認できなかった。

<幸町四丁目8番1土地の変遷>

地番		時期	登記変更事由	地目
中河内郡 西郡村	1089番	—	—	宅地
幸町 四丁目	8番1	昭和35年11月3日	地番変更	
		昭和39年11月20日	8番1、8番2に分筆	
		昭和46年8月17日	9番1、10番、11番を合筆	
		昭和63年10月31日	8番1、8番3に分筆	
		平成元年8月28日	8番1、8番4に分筆	

本事業の対象となる幸町四丁目8番1土地は、上記変遷のとおり、地目が宅地であり、それ以前の状況について登記簿等では確認できなかった。

なお、昭和 46 年 8 月 17 日に複数土地を合筆しており、下表のとおり、明治 31 年 12 月 30 日まで遡ったが、地目が宅地であり、それ以前の状況について登記簿等では確認できなかった。

所在			旧所在				宅地より前の地目	
町	丁目	地番	郡	村	字	旧地番	地目	地目変更年月日
幸町	4	9 番 1	中河内	西郡	東部代	1088 番	宅地	
幸町	4	10 番	中河内	西郡	東部代	1087 番 1	宅地	
幸町	4	11 番	中河内	西郡	東部代	1087 番 2	宅地	

< 幸町四丁目 29 番 3 土地の変遷 >

地番		時期	登記変更事由	地目
中河内郡 西郡村	1105 番	—	—	田
幸町 四丁目	29 番 1	昭和 35 年 11 月 3 日	地番変更	
		昭和 39 年 2 月 17 日	29 番 1、29 番 2 に分筆	
	29 番 3	昭和 41 年 3 月 16 日	29 番 1 から分筆	

本事業の対象となる幸町四丁目 29 番 3 土地について、上記変遷のとおり、現在の使用方法（公営住宅の敷地）と登記簿上の地目が異なっているが、以前より地目が田であることを確認した。

< 幸町四丁目 35 番土地の変遷 >

地番		時期	登記変更事由	地目
中河内郡 西郡村	1098 番	—	—	宅地
幸町 四丁目	35 番	昭和 35 年 11 月 3 日	地番変更	
		平成 3 年 12 月 12 日	38 番を合筆	

本事業の対象となる幸町四丁目 35 番土地は、上記変遷のとおり、地目が宅地であり、それ以前の状況について登記簿等では確認できなかった。

なお、平成 3 年 12 月 12 日に 38 番土地を合筆しており、以前より地目が宅地であり、明治 31 年 12 月 30 日まで遡ったが、それ以前の状況について登記簿等では確認できなかった。

< 幸町四丁目 37 番 2 土地の変遷 >

地番		時期	登記変更事由	地目
中河内郡 西郡村	1104 番 2	—	—	宅地
幸町 四丁目	37 番	昭和 35 年 11 月 3 日	地番変更	
	37 番 2	昭和 41 年 3 月 16 日	37 番から分筆	

本事業の対象となる幸町四丁目 37 番 2 土地は、上記変遷のとおり、明治 43 年 3 月 25 日まで遡ったが、地目が宅地であり、それ以前の状況について登記簿等では確認できなかった。

②地図、航空写真による土地利用履歴調査

旧地形図、旧住宅地図及び航空写真による調査対象地の土地利用履歴の調査結果は下表のとおり。

年代	根拠資料		調査対象地土地利用状況		
			用地①	用地②	用地③
1920年代	旧地形図	1925年（大正14年）	田畑	田畑	宅地
1930年代	旧地形図	1932年（昭和7年）	田畑 一部宅地	田畑 一部宅地	
1940年代	旧地形図	1947年（昭和22年）	宅地	宅地	
	航空写真	1948年（昭和23年）			
1950年代	航空写真	1952年（昭和27年）			
	旧地形図	1957年（昭和32年）			
1960年代	旧住宅地図	1960年（昭和35年）			公営住宅 （4・5号館）
	航空写真	1961年（昭和36年）			
	航空写真	1964年（昭和40年）6月			
	航空写真	1967年（昭和42年）2月			
旧住宅地図	1968年（昭和43年）				
1970年代	航空写真	1971年（昭和46年）4月			
	旧住宅地図	1975年（昭和50年）			
	航空写真	1975年（昭和50年）3月			
	航空写真	1979年（昭和54年）9月			
1980年代	旧住宅地図	1979年（昭和54年）			
	旧地形図	1980年（昭和55年）			
	航空写真	1985年（昭和60年）6月			
	旧住宅地図	1989年（平成元年）			
1990年代	航空写真	1989年（平成元年）4月	公園 一部宅地		
	旧住宅地図	1992年（平成4年）	空地 一部宅地		
1990年代	航空写真	1994年（平成6年）5月		公園	
	旧住宅地図	1995年（平成7年）			
	旧住宅地図	1997年（平成9年）			
航空写真	1999年（平成11年）				
2000年代	旧住宅地図	2000年（平成12年）	公園		
	航空写真	2006年（平成18年）			
2010年代	航空写真	2017年（平成29年）			
	住宅地図	2019年（平成31年）			

旧住宅地図（昭和35年～）、旧地形図（昭和22年～）航空写真（昭和23年～）によって、用地①は1990年代半ばまで宅地として利用され、1997年頃から現況の公園として利用されていること、

用地②は1980年代半ばまで宅地として利用され、1989年頃から一部宅地が残りながらも公園として利用され、1994年頃から現況の公園として利用されていること、用地③は1960年代初頭まで公営住宅以外の宅地として利用され、1971年以降現在に至るまで公営住宅（西郡住宅）の敷地として利用されていることを確認した。

なお、航空写真による変遷は以下のとおりである。



1948年頃の西郡

西郡住宅が分布するエリアは西郡村北ノ辻付近となる。現市道西郡15号線に沿って、集落を形成している。集落内には長屋風の家屋が密集して立地し、周囲は田園地帯となっている。



1975年頃の西郡

エリア北側に第二寝屋川が開削されている（1969年完成）。集落内において市営住宅や主要な公共施設の建設が進んでいる。また、集落周囲の市街化も進む。



1994年頃の西郡

旧来からの木造住宅がほぼなくなるとともに、公園や広場の整備が進み、現在のまちの姿が現れる。



2007年頃の西郡

まちの整備が一段落し、まちの熟成が進む。

(航空写真出典：国土地理院 地図・空中写真閲覧サービスより)

③現在の調査対象地及び周辺の土地利用状況の調査

a 調査対象地の土地利用状況

現在、用地①は公園（幸町五丁目第1公園）、用地②は公園（幸町五丁目第2公園）、用地③は市営住宅（西郡住宅）として利用されている。

調査対象地の現在の土地利用状況



用地①（南西方から）



用地①（南方から西側接面道路）



用地①（西方から南側接面道路）



用地②（北西方から）



用地②（南方から西側接面道路）



用地③（南東方から4・5号館）



用地③（北東方から4・5号館）



用地③（北方から東側接面道路）



用地③（東方から5号館南側通路）



用地③（東方から店舗付1・2号館）

b 周辺の土地利用状況

用地①の北側には市道を挟んで第二寝屋川、東側には共同住宅及び空地、南側には市道を挟んで幸町五丁目第2公園（用地②）、西側には市道を挟んで幸第1公園が存する。

用地②の北側には市道を挟んで幸町五丁目第1公園（用地①）、東側には市営住宅（32号館）、南側には戸建住宅、西側には市道を挟んで戸建住宅等が存する。

用地③の北側には畑、東側には市道を挟んで戸建住宅、南側や西側の周辺には戸建住宅等が存する。

④有害物質使用特定施設の設置等の調査

土壤汚染対策法に基づく要措置区域又は、形質変更時要届出区域の指定はなされておらず、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設及び下水道法の特定施設の届出は確認されなかった。

また、管理有害物質の使用等の履歴についても確認されず、廃棄物の埋設や焼却炉の設置についての履歴も見受けられなかった。

⑤旧住宅地図及び登記簿等記載内容に関する調査

取得した建物閉鎖登記簿において、幸町五丁目 12 番 1 (用地①) 上に存在した建物の一部に「工場」(昭和 44 年 8 月 15 日新築、床面積 104.40 m²、軽量鉄骨造スレート葺平屋建)の記録があるが、当該建物は昭和 45 年 10 月 28 日に大阪地方裁判所により処分禁止の仮処分決定がなされ、昭和 45 年 8 月 31 日に所有権が移転されている。

また、昭和 50 年発行の旧住宅地図によると当該建物と判断される場所において「倉庫」と図示されており、昭和 56 年発行の旧住宅地図においては「倉庫」という表記から個人名(建物閉鎖登記簿における所有者と姓が同じ)に変わっている。

⑥土地利用履歴調査結果まとめ

「①登記簿等による土地利用履歴調査」、「②地図、航空写真による土地利用履歴調査」、「③現在の調査対象地及び周辺の土地利用状況調査」、「④有害物質使用特定施設の設置等の調査」及び「⑤旧住宅地図及び登記簿等記載内容に関する調査」の各調査結果より、土壤汚染が存在する可能性は極めて低いものと判断される。

4. 地形・地質調査及び活断層調査

(1) 調査項目、調査内容及び調査方法

調査項目	調査内容
調査対象地周辺の地形・地質概要	調査対象地周辺の地形・地質に関する資料（地形分類図、表層地質図）を収集・閲覧し、地形・地質に関する概況調査を行う。
調査対象地周辺の活断層	調査対象地周辺の活断層に関する資料を収集・閲覧し、地形・地質に関する概況調査を行う。

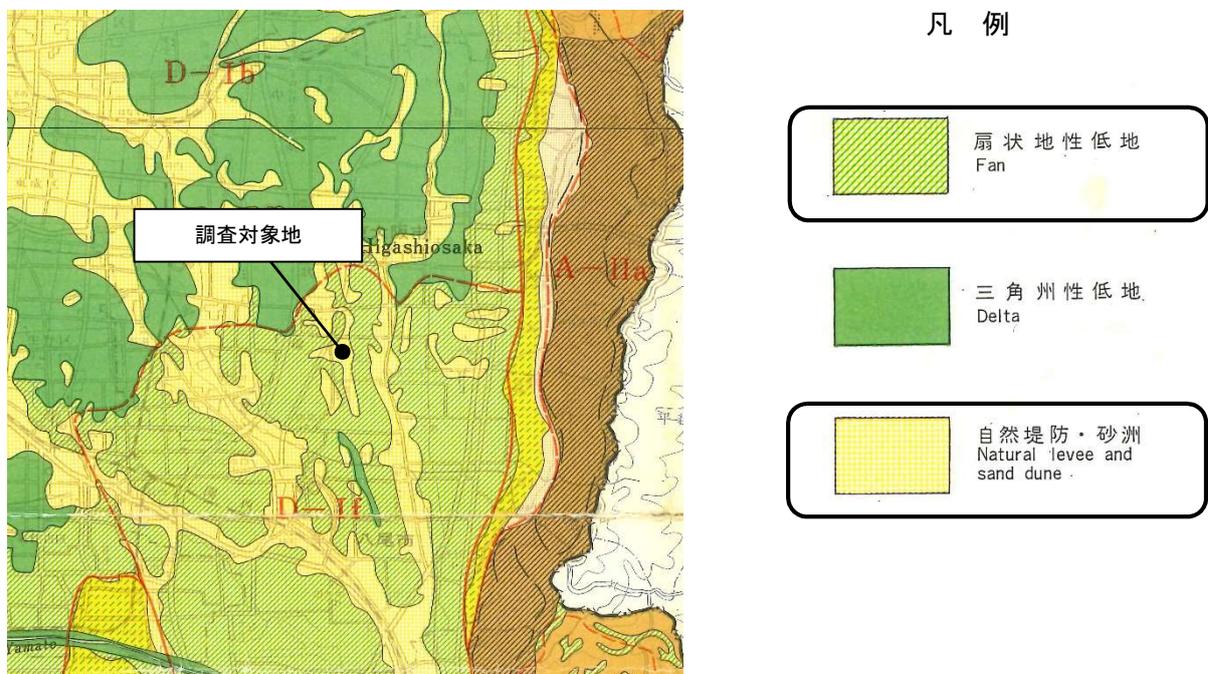
(2) 調査資料

調査資料	資料名
地形分類図、表層地質図	土地分類図（大阪府）1976年 国土庁土地局
活断層関連資料	国土地理院「活断層図」 八尾市「やお防災マップ～地震編～」

(3) 調査結果概要

①地形概要

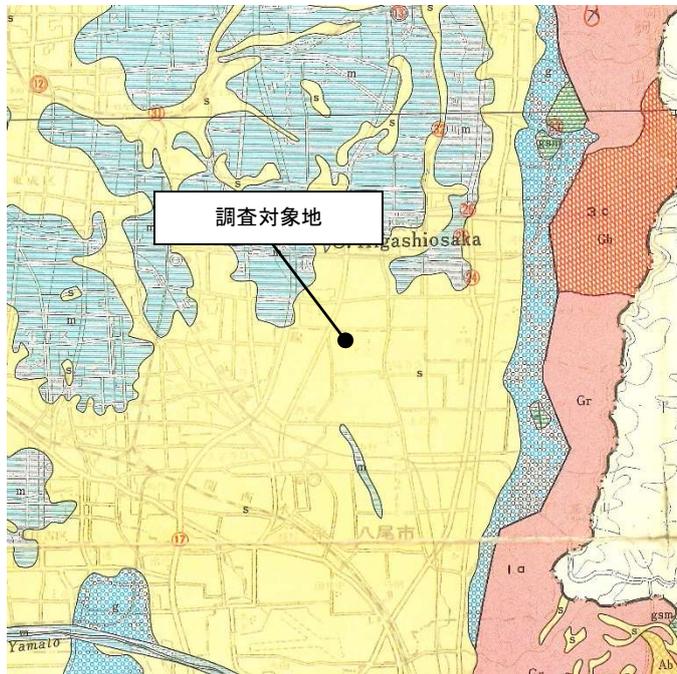
下図に示されるとおり、調査対象地の地形地域区分は「東大阪平野」に属しており、一部扇状地性低地、大部分を自然堤防・砂洲に位置する。



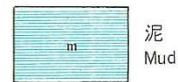
資料出典：土地分類図（大阪府）1976年 国土庁土地局

②地質概要

下図に示されるとおり、調査対象地の表層地質は、沖積砂層からなる「砂」で形成される。主に平野に分布しており、沖積粘土層を覆う。自然堤防、扇状地など微高地を作る。



凡例

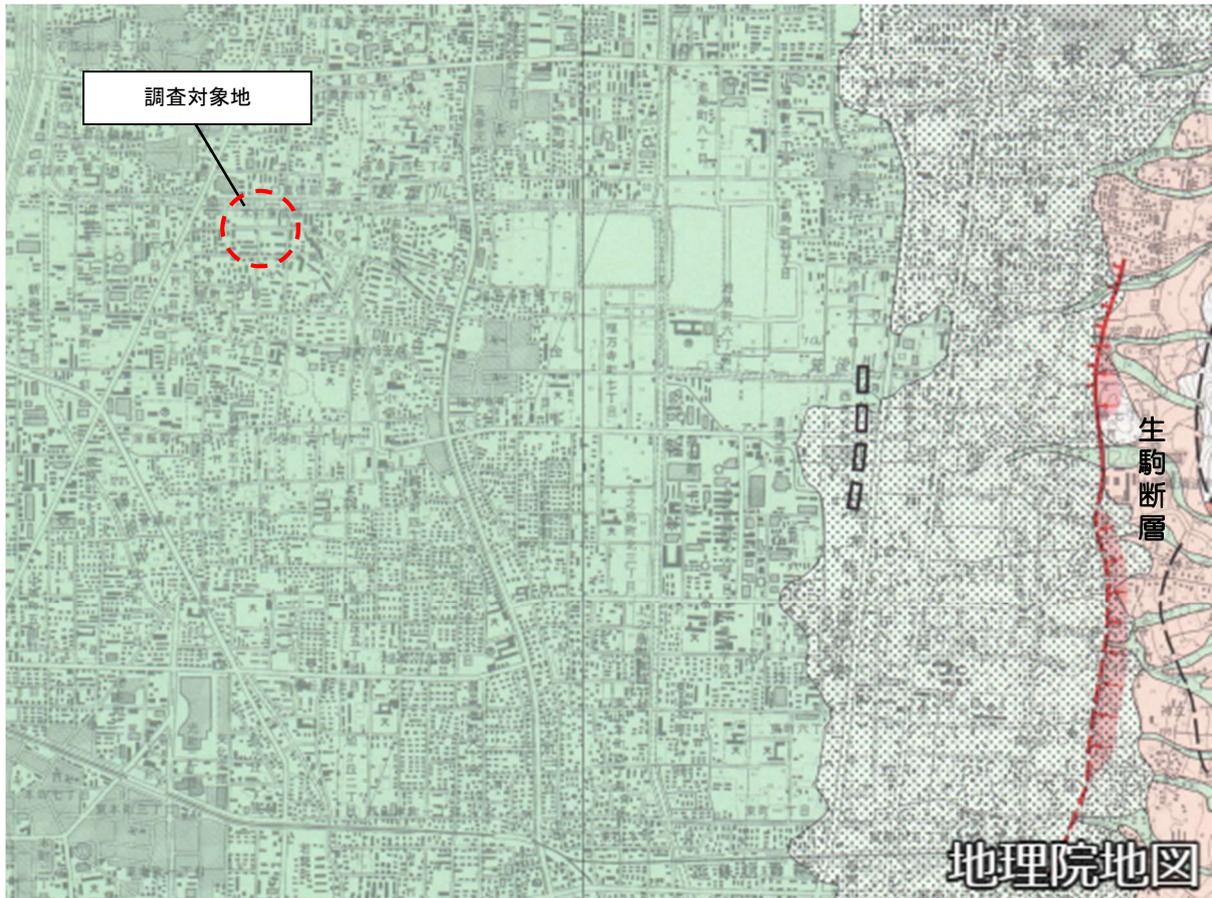


資料出典：土地分類図（大阪府）1976年 国土庁土地局

③活断層位置概要

下図のとおり、調査対象地は活断層の直上付近ではないものの、東方約 3.5km 付近に大阪府北東部をほぼ南北に延びる生駒断層がある。生駒断層は、枚方市から羽曳野市までほぼ南北に延びる全長約 38km の断層帯であり、八尾市では旧国道 170 号に沿って通過している。

「やお防災マップ～地震編～」において、今後 30 年以内の地震発生確率は「ほぼ 0%～0.1%」で「やや高い」とされている。



地図データ出典：国土地理院

5. 浸水実績等状況調査

(1) 調査項目、調査内容及び調査方法

調査項目	調査内容
公表資料による浸水実績等の調査	調査対象地周辺の浸水状況に関する資料（洪水浸水想定区域図に準ずる資料等）を収集・閲覧し、想定される浸水区域に関する概況調査を行う。

(2) 調査資料

調査資料	資料名
浸水想定区域等関連資料	八尾市危機管理課「やお防災マップ～洪水編～」

(3) 調査結果概要

① 浸水想定区域図等による調査

平成30年度時点での対象河川（恩智川、楠根川、平野川、第二寝屋川）の河道や対象流域における治水施設等の整備状況を勘案し、想定最大規模の降雨（138.1mm/hr、683mm/24h：概ね1000年以上に1回発生する確率の大雨）の雨が降った場合に想定される河川の氾濫や浸水の状況を河川氾濫解析により算定した浸水ハザードマップ（寝屋川流域内の河川の氾濫や浸水）により、調査対象地は、下図で示されるような区域に指定されている。



用地①	河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域に北半分が含まれ、敷地西側が浸水深0.5～1.0m未満の区域、敷地東側が浸水深0.5m未満の区域に概ね指定
用地②	北西角部分の一部が浸水深0.5～1.0m未満の区域、それ以外が浸水深0.5m未満の区域に概ね指定
用地③	敷地北側の一部が浸水深0.5～1.0m未満の区域、それ以外が浸水深0.5m未満の区域に概ね指定

「やお防災マップ～洪水編～」より抜粋

浸水深の目安
Guide to flood water depths / 浸水深の基準 / 침수깊이 구분 / Referencia da profundidade de imersão / Tiêu chuẩn của độ sâu nước thâm nhập

※本マップの浸水深・家屋倒壊等氾濫想定区域の配色は全てこちらの配色で統一しています。

<p>5.0m以上の区域 安全な建物や避難所等へ一刻も早く避難。</p>	<p>Zones with flooding of 5.0 m or higher / 5.0 m 이상 / Área acima de 5,0 m / Khu vực từ 5,0m trở lên</p>	<p>河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域 家屋の基礎を支える地盤が流出し家屋が倒壊するような河岸浸食の発生が想定され、早期の立退き避難が必要な区域。</p>
<p>2.0～5.0m未満の区域 2階の軒下まで浸水する恐れ。3階以上が避難所等へ避難。</p>	<p>Zones with flooding of 2.0-5.0 m / 2.0-5.0 m 階 / Área de 2,0m até menos de 5,0m / Khu vực từ 2,0-5,0m</p>	<p>氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域 木造家屋が倒壊するような堤防決壊等に伴う氾濫流の発生が想定され、早期の立退き避難が必要な区域。</p>
<p>1.0～2.0m未満の区域 1階の軒下まで浸水する恐れ。2階以上が避難所等へ避難。</p>	<p>Zones with flooding of 1.0-2.0 m / 1.0-2.0 m 階 / Área de 1,0m até menos de 2,0m / Khu vực từ 1,0-2,0m</p>	
<p>0.5～1.0m未満の区域 大人の膝程度の高さまで浸水。2階以上が避難所等へ避難。</p>	<p>Zones with flooding of 0.5-1.0 m / 0.5-1.0 m 階 / Área de 0,5m até menos de 1,0m / Khu vực từ 0,5-1,0m</p>	
<p>0.5m未満の区域 避難が滞れた場合に限って、自宅の上層階で待機。</p>	<p>Zones with flooding of 0.5 m or lower / 0.5 m 未満 / Área de menos de 0,5m / Khu vực dưới 0,5m</p>	